



売りさばき人の皆様へ 重要なお知らせ

岐阜市粗大ごみ処理手数料用収入証紙を 令和8年9月末日に廃止します。

- 岐阜市証紙条例の廃止に伴い、粗大ごみ処理手数料用収入証紙（券・袋）を令和8年9月末日で廃止します。
- 現在販売していただいている証紙（券・袋）は、
令和8年10月1日から販売出来なくなりますのでご注意ください。
※売れ残った証紙をお持ちの方に対し、払戻し（還付）を行います。
- 令和8年10月1日からは、新しい粗大ごみ処理券・処理袋及び普通ごみの指定袋を導入します。

スケジュール

	R8.8	R8.9	R8.10	～	R12.12	R13.1	R13.3	R13.4～
旧証紙販売 令和8年9月末日まで			→					
新制度開始 令和8年10月1日から				→				
旧証紙使用 令和12年12月末日まで ※令和12年12月29日が最終搬入可能日です			→					
旧証紙還付 令和8年10月1日～令和13年3月末日まで				→				

販売済みの粗大ごみ処理手数料用収入証紙は、令和12年12月29日まで使用できます。

売りさばき人の方へのお願い

- 返却証紙の削減にご協力ください**
購入数量を調節していただく等、
返却証紙の削減にご協力を願いいたします。
- 販売店の再登録が必要です**
令和8年10月1日から使用開始になる、
新しい処理券・処理袋及び普通ごみの指定袋の販売をするには、新たに販売店の登録申請が必要になります。
詳細は後日、当課及び広報・ホームページ等でお知らせいたします。



【お問い合わせ先】

岐阜市 環境事業課 不法投棄対策係

電話 058-214-2418 (直通)